

滋賀県立大学SDGs特化型地域課題研究費取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、滋賀県立大学（以下「本学」という。）が、その多様な知的資源を活かし、「地（知）の拠点」としての役割を果たすため、SDGsの視点に基づき地域課題の解決に向けた研究に積極的に取り組むとともに、地域と連携した研究成果を発信することにより、SDGsの普及と持続可能な共生社会の実現に寄与するSDGs特化型地域課題研究費（以下「研究費」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 研究代表者 本学の専任教員であって、研究費の配分を受けようとする研究（以下「対象研究」という。）の遂行および研究成果の取りまとめについて全責任を負う者をいう。
- (2) 地域連携研究員 滋賀県内自治体の職員（学校教員を含む。）もしくは当該地域の関係者（公的団体関係者、NPO関係者、企業関係者、一般住民など）であって、対象研究の一部を分担し主体的に研究を遂行する者もしくは対象研究の遂行に関し研究代表者に協力する者をいう。
- (3) 研究分担者 前号の地域連携研究員以外の者であって、対象研究の一部を分担し主体的に研究を遂行する者をいう。

(対象研究等)

第3条 対象研究は、滋賀県内自治体および当該地域におけるSDGsの視点に基づく地域課題の解決に関する研究とする。

- 2 研究体制は、研究代表者、地域連携研究員および研究分担者により構成するものとする。ただし、研究分担者については必ずしも研究体制に加わることを要しない。
- 3 研究実施期間は、1年以内であって年度をまたがないものとする。
- 4 限度額は、1年度につき500千円とする。
- 5 対象経費は、原則として別表のとおりとする。

(申請手続)

第4条 対象研究の研究代表者は、SDGs特化型地域課題研究費申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を、別に定める期日までに、学科長の置かれる学部にあつては学科長を経た後、学部長、その他専任教員が置かれる組織の長（以下、「学部長等」という。）を経て、理事長に提出しなければならない。

(申請の要件)

第5条 前条の申請ができる研究代表者は、本学の専任教員である者のうち、対象研究の遂行により地域志向を強化し、SDGsにかかると取り組むの推進に高い意欲を有する者であって、次の各号のいずれかに該当しない者とする。

(1) 当該年度にかかると長期在外研修者

(2) 退職その他の理由により、対象研究の実施期間を通じて本学に在籍する見込みのない者

2 研究代表者は、1年度につき1件を限度に前条の計画書を提出することができる。ただし、研究費の配分を受けようとする年度において、申請書にかかると研究課題もしくはそれと類似の研究課題に関し、本学および学外から研究費と類似の助成を受けることが決定もしくは内定している場合にあっては、これを提出できない。

3 前項の場合にあって、研究代表者は、研究費の配分を受けようとする年度以前の研究費として支給を受けたもしくは支給決定を受けた研究課題と同一の研究課題による計画書は提出することができない。

(決定等)

第6条 第4条の規定による申請書の提出があったときは、理事長は、滋賀県立大学SDGs特化型地域課題研究審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て、予算の範囲内において、研究費の配分の適否および配分額を決定するものとする。その上で、理事長は、SDGs特化型地域課題研究費決定通知書（様式第2号）を申請者に送付するものとする。

(実施計画書の提出)

第7条 前条の決定を受けた者は、別に定める期日までにSDGs特化型地域課題研究費実施計画書（以下「実施計画書」という。）（様式第3号）を理事長に提出するものとする。

(研究内容の変更)

第8条 研究費の配分を受けた者が、対象研究の内容を変更しようとするときは、速やかにSDGs特化型地域課題研究費実施計画変更申請書（様式第4号）を学部長等を経て理事長に提出し、承認を得なければならない。

(研究費の経理)

第9条 研究費の経理は、他の経費と混同することなく明確にしておかなければならない。

2 研究費は、対象研究に必要な経費にのみ使用しなければならない。

3 研究費の執行手続きは、一般研究費の執行手続きに準拠するものとする。

(実績報告)

第10条 研究費の配分を受けた者は、対象研究が完了したとき、または当該年度が

終了したときは、別に定める期日までにSDGs特化型地域課題研究費実績報告書（様式第5号）を学部長等を経て理事長に提出するものとする。

（研究成果の公表）

第11条 研究費の配分を受けた者は、別に定めるところにより研究成果を公表しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、研究費の取扱いに関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

別表（第3条第5項関係）

経費区分	対象経費	備 考
物 品 費	設備備品費、消耗品費（年度内の研究成果発表会等に要する経費を含む）	設備備品費は研究遂行上真に必要であり、なおかつ研究費以外に充当財源がない場合に限る。
謝 金	臨時雇用職員等の賃金、専門的知識の提供者等の謝金	
旅 費	研究代表者、地域連携研究員および研究分担者の旅費、専門的知識の提供者等の旅費、臨時雇用職員等の旅費	本学学生を臨時雇用職員として雇用する場合は、自宅から本学までの交通費の支給は不可とする。
そ の 他	外注費（通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート調査等の業務請負）、印刷製本費、会議費（会場借料、通訳料）、通信運搬費（宅配料、郵便料）、機器等レンタル料（年度をまたがるものは不可）、振込手数料、データ・権利等使用料、レンタカー代（レンタカーの基本料金に含まれる強制加入保険料を含む）、委託費、その他研究遂行上真に必要な経費	委託費は研究遂行上真に必要な場合に限り、最小限の範囲で認める。 設備備品の修理費（研究費での購入が認められた設備備品にかかる修理費を除く。）、飲食費、光熱水料、電話料、インターネット使用料、事故災害処理費の支出は不可とする。

学部長等 経由印	学科長 経由印

様式第1号（第4条関係）

年度 SDGs 特化型地域課題研究費申請書

平成 年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 様

学 部 等 名	
職 名	
氏 名	(印)

滋賀県内自治体等にかかる SDGs の視点に基づく地域課題の解決に向け、SDGs 特化型地域課題研究を実施したいので、滋賀県立大学 SDGs 特化型地域課題研究費取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり平成 年度 SDGs 特化型地域課題研究費の申請書を提出します。

記

作成にあたっての留意事項

- ◆フォントおよびポイント等は、原則としてMS明朝・11ポイントとします。
- ◆申請書ファイルの余白、文字数、行数の設定は変更しないでください。
- ◆項目毎のスペースは、「研究計画」以外は変えないで、全体7ページ以内で記載してください。

研究課題の名称				
研究の対象となる地域				
研究の対象となる課題				
研究経費	千円			
研究体制	氏名	所属・職名	役割分担	エフォート(%)
研究代表者				
地域連携研究員				
研究分担者 (学内の分担者はエフォートを記入)				

	補助金等名・ 研究課題名	補助金等交付機関	研究実施期間	補助金等金額 (千円)
本学および外部からの研究費補助金・助成金の受入状況				
研究の目標・目的				

本課題に関連した
研 究 実 績
と SDGs との関わり

※研究の概要および成果を記載するとともに、申請課題に関連した過去5年以内の研究業績の一覧も記載下さい。

SDGs の視点と地域
課題解決の関わり

※SDGs の視点は、SDGs の 17 の目標と 169 のターゲットのうち、関連性が強いと考えられる目標・ターゲットの該当番号を記載して下さい。

【SDGs の視点】

【地域課題解決の考え方】

【成果の発信、発展の方法】

研 究 計 画

※2 ページ以内で記載して下さい。

研究費の明細		※申請年度にかかる経費明細を記載のこと。なお、設備備品費とは1品10万円以上の償却資産および管理物品を指す。	
経費区分		金額(千円)	経費内訳
物品費	設備備品費		
	消耗品費		
	小計		
謝金	謝金		
	賃金		
	小計		
旅費			
その他	外注費		
	印刷製本費		
	会議費		
	通信運搬費		
	その他		
	小計		
合計			
【備考】			

申請者 あて

公立大学法人滋賀県立大学理事長

平成 年度 SDGs 特化型地域課題研究費決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度滋賀県立大学 SDGs 特化型地域課題研究費については、滋賀県立大学 SDGs 特化型地域課題研究費取扱要綱第6条の規定により、下記のとおり配分することに決定したので通知します。

記

1. 研究課題の名称
2. 研究費決定額 円
3. 研究費の対象となる研究は、申請のあった平成 年度 SDGs 特化型地域課題研究費とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。
4. 研究者は、滋賀県立大学 SDGs 特化型地域課題研究費取扱要綱その他本学関係規程に従わなければならない。
5. 配分条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりにする。
 - (1) 研究者は、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう、研究費の効率的な使用に努めなければならない。
 - (2) 研究者は、研究内容の変更をしようとするときは、研究費決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が研究目的の達成をより効率的にする場合を除いて、予め理事長の承認を受けなければならない。
 - (3) 研究を中止または廃止する場合においては、理事長の承認を受けなければならない。
 - (4) 研究が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または研究の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告しその指示を受けなければならない。

学部長等 経由印	学科長 経由印

様式第3号（第7条関係）

年度 SDGs 特化型地域課題研究費実施計画書

平成 年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 様

学部等名	
職 名	
氏 名	⑩

滋賀県立大学 SDGs 特化型地域課題研究費取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり SDGs 特化型地域課題研究費の実実施計画書を提出します。

記

研究課題の名称			
研究実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
研究費申請額	円		
研究体制	区 分	氏 名	所属・職名
	研究代表者		
	地域連携研究員		
	研究分担者		

研究実施計画

研究費明細				
経費区分		金額(千円)	経費内訳	備考
物品費	設備備品費			
	消耗品費			
	小計			
謝金	謝金			
	賃金			
	小計			
旅費				
その他	外注費			
	印刷製本費			
	会議費			
	通信運搬費			
	その他			
	小計			
合計				

学部長等 経由印	学科長 経由印

様式第4号（第8条関係）

年度 SDGs 特化型地域課題研究費変更申請書

平成 年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 様

学 部 等 名	
職 名	
氏 名	(印)

滋賀県立大学 SDGs 特化型地域課題研究費取扱要綱第8条の規定により、下記のとおり SDGs 特化型地域課題研究費の変更申請書を提出します。

記

研究課題名	
交 付 額	千円
変更する内容 とその理由	

※当初の目的を逸脱するような変更については認めません。

学部長等 経由印	学科長 経由印

様式第5号（第10条関係）

年度 SDGs 特化型地域課題研究費実績報告書

平成 年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 様

学 部 等 名 _____
 職 名 _____
 氏 名 _____ (印)

平成 年 月 日付け 第 号をもって支給決定通知のあった平成 年度 SDGs 特化型地域課題研究費に係る研究を完了したので、滋賀県立大学 SDGs 特化型地域課題研究費取扱要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

研究課題の名称			
研究実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
研究に要した経費	円		
研究体制	区 分	氏 名	所属・職名
	研 究 代 表 者		
	地 域 連 携 研 究 員		
	研 究 分 担 者		

研究の実績

研究の成果

地域と連携した SDGs 推進にかかる 成 果 等

1. 研究の実施に伴う SDGs の推進に関する成果

2. 研究成果の発信、発展の方法

3. 今後の地域連携に関する取組み・考え方